

Stop! ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

2023.5.15

No.9

医療・介護現場における外部からのハラスメントを防ぐには「予防」が大切です。

- ①ハラスメント対策注意喚起ポスター、具体的な例を記載したハラスメント防止啓発チラシを作成しました。
- ②介護サービスの契約書・重要事項説明書をハラスメント対策文言を入れたものに改定しました。

STOP!
迷惑行為

暴力 暴言
不当要求 器物破損

110番通報します!

来院者の皆様と職員の安全確保のため、
これらの行為は警察に通報し厳正に対処します。

医療法人 弘善会グループ
Medical Corporation Kouzenkai

「契約書・重要事項説明書改定説明要領」→
(在宅部契約時等説明用)

←「ハラスメント対策注意喚起ポスター」
(矢木脳神経外科病院に掲示)

「ハラスメント防止啓発チラシ」→
(在宅部契約時等説明用)

対ハラ文言追加 説明要領

2023.4月

	①重要事項説明書	②契約書
【変更の背景】	<p>私も介護サービス事業者は、サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるように、ケア技術の向上など、質の高いサービスの提供に努めることになっていきます。</p> <p>一方で、近年、介護現場において、サービス従事者に対する、利用者やご家族からのハラスメントが問題になっていきます。</p> <p>ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できるようにする必要があります。</p> <p>契約書にハラスメント行為を禁止し、それを徹底するための方針を明記させていただきます。</p> <p>皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。</p>	
禁止行為	<p>禁止させていただく行為を具体的に説明をします。(ハラスメント防止チラシを併用して説明)</p> <p>①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為) ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為) ③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)</p>	
事業者からの契約解除	<p>禁止行為を遵守できない利用者には介護サービス契約を解除することができますと説明します。</p> <p>①契約者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって、相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合 ②その場合には(他の解除事由とは異なり)予告期間は設けません。</p>	

ハラスメント行為はダメ!

絶対にしないで下さい!

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、かかわった職員の心身に悪影響を与えます。状況によっては、契約条項や重要説明事項に基づき介護サービスの提供が終了になる場合がありますので、ご留意をお願いします。



分類	内容	例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	ものを投げつける つばを吐く たたかなくる つねる 手をはらいのける 蹴る
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を出す 怒罵する 特定の職員にいやがらせをする 「この程度でできて当然」と理不尽なサービスを要求する 威圧的な態度で文句を言う 無視する
セクシュアルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	必要もなく手や胸をさわる 抱きしめる ヌード写真を見せる 性的な話をする 下半身を丸出しにする
その他	悪質クレームやストーカー行為	特定の職員につきまとう 長時間の電話 利用者様や家族が事業所に對して理不尽な苦情を申し立てる

※認知症等の病氣または障害の症状として現れた言動は除きます。
(「介護現場におけるハラスメント事例集」令和2年度厚生労働省補助事業参照)

医療法人 弘善会グループ
Medical Corporation Kouzenkai

ハラスメント防止委員会 事務局 (人事部: 佐藤・鷺野)

☎:080-1621-8866 (鷺野) ✉:washino@kouzenkai.or.jp